

よくあるお問い合わせ

本事業についてよくあるお問い合わせを掲載いたしますので、申請等の際にご参照ください。

No.	質問	回答
1	令和7年3月25日必着とあるが、それを過ぎたら申請はできないのか。	申請可能です。本事業は随時申請を受け付けていく予定です。
2	対象となる「経験年数が短いホームヘルパー」がいないが、採用を見越して事前に申請することは可能か。	できません。本事業は随時受付を行うため、対象者が確定した時点でご申請ください。
3	すでに同様の同行支援を法人で行っているが、補助対象となるか。	交付決定以前に行った事業については補助対象外となります。
4	随時受付とのことだが、申請に締め切りはあるか。	本事業は報告書の提出期限を令和8年1月31日に設定する予定ですので、それ以前に同行支援を完了する必要があります。また、交付決定に2週間程度時間を要しますので、余裕を持って申請してください。
5	法人の従業員が新しく資格を取得し、訪問介護を担当することになったが対象職員となるか。	対象となります。本事業の「経験年数」とは、訪問介護を経験した年数であり、法人に所属した年数などは問いません。
6	書類の書き方が不安だが、どうしたらよいか。	記載例を掲載しましたのでご確認ください。また、電話等での問合せにも対応しています。
7	申請をする際は、法人ごとか、事業所ごとか。	事業所ごとの申請をお願いします。
8	同一法人が複数の事業所で申請することは可能か。	可能です。ただし、申請書等は事業所ごとに作成していただくようお願いします。
9	「中山間地域等の地域」に該当するかわからないのだがどうすればよいか。	HPに根拠となる厚労省からの通知を掲載しておりますので、ご確認ください。また、近日中に県内の該当地域の一覧を更新する予定です。（個別の問い合わせにも対応します）
10	申請の段階から同行者や回数が変更になった場合はどうしたらよいか。	申請した金額に対し20%以上の金額の増減がある場合は「変更承認申請書」をご提出ください。同行者の変更など、金額に影響がない場合は実績報告書でその旨お知らせください。
11	訪問介護とあるが、訪問看護などは対象外なのか。	本事業に関しましては、訪問介護のみを対象としています。